

## 【内部統制システム（法令遵守等）の強化に向けた取組】

項目	内容
内部統制システムを評価する会議体の設置 (外部専門家による評価)	<ul style="list-style-type: none"><li>取締役会の機能補完として、内部統制システムの整備・運用状況の評価を行い、取締役会に意見・提言する会議体を設置（社外役員を含む外部専門家を過半数とする）</li><li>会議体での評価により、改善をすすめていく旨を内部統制システムの基本方針に明記</li></ul>
法令遵守等に関する役員の明確化・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>現状の体制（電気事業法に基づく担当役員、当社独自の行為規制管理全体を統括する担当役員の設置）に加えて、コンプライアンス全般の責任を担う担当役員を明確化</li><li>法改正対応、規程・マニュアル等整備、法令教育など法令遵守に関する業務を法務部門に一元化し、全体的に管理・運用</li><li>新たに法令遵守全般を審議する執行側の会議体を設置（社長執行役員を長とする）</li></ul>
行為規制遵守に関する体制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>事業所・事業部門：行為規制管理を担う実務責任者につき、会社の職位として職責・権限を明確化</li><li>本社：行為規制管理業務の専任組織を新設</li><li>監視部門（内部監査室）：行為規制監査の特別チームを設置</li></ul>
監査活動の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"><li>法令遵守状況に関する監査項目の拡充</li><li>監視機能の向上の観点から、社内外の必要なリソースを確保</li></ul>
内部統制システムの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"><li>法改正と社内ルール（規程・マニュアル等）との紐づけ・管理を行うシステムの開発</li><li>業務マニュアルの適切な整備</li><li>教育・研修プログラムの体系的整理、ラインナップの強化・理解度分析等による計画的・効果的な施策の展開</li></ul>

## 【システム・情報管理強化に向けた取組】

項目	内容
アクセスログの解析	<ul style="list-style-type: none"><li>非公開情報の管理の用に供するシステムについて、アクセスログの解析を実施（年1回、抽出期間は1週間程度）</li><li>特定関係事業者と共用する非公開情報の管理の用に供するシステムについては、四半期に1回、閲覧状況確認</li></ul>
アクセス権の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>非公開情報の管理の用に供するシステムに対し、四半期に1回、アクセス権の設定状況を確認</li></ul>
端末の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>専用端末から接続するシステムにつき、半年に1回、端末設置状況を確認</li></ul>
人的アクセスの制限	<ul style="list-style-type: none"><li>I D等の利用ルール・管理ルールの詳細を規程・マニュアルに明記</li><li>送配電事業者に対して付与された社外システムへの社内ネットワークからのアクセス制限の導入を検討</li><li>情報取扱いに関する法令等の理解を促進・定着させるための研修等の展開</li></ul>